

「飼料用米多収日本一」実施要領

平成28年4月4日付け27政統第848号

最終改正 令和7年5月16日付け7農産人第40号

1 趣旨

飼料用米については、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等において、多収品種の導入や低コスト栽培技術の普及等による生産コスト低減を推進することとされている。

このため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

2 実施主体

本事業は、一般社団法人日本飼料用米振興協会及び農林水産省の共催により行う。

また、一般社団法人全国農業協同組合中央会（以下「全国農業協同組合中央会」という。）、全国農業協同組合連合会及び協同組合日本飼料工業会が後援することとする。

3 事務局

事務局は、一般社団法人日本飼料用米振興協会に置くこととする。

4 対象地域

全都道府県を対象とする。

5 表彰区分

表彰区分に次の2部門を設けるものとする。

- (1) 単位収量の部
- (2) 地域の平均単収からの増収の部

6 参加資格

次の要件を全て満たす経営体であること。

- (1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅳの第2の1の（3）の交付対象者又はそれに相当する取組を行う者であって、飼料用米（多収品種（※1）による取組に限り、種子用を除く。以下同じ。）の生産面積がおおむね1ha以上であること。
- (2) 日頃から生産技術の改善に努め、飼料用米の単収が地域の平均より相当程度高くなることが見込まれること。
- (3) 生産コストの低減や規模拡大など、生産性の高い経営に取り組んでいること。
- (4) 区管理方式による出荷（※2）を行っており、実施要綱様式第11－2等の根拠書類によって生産面積及び出荷数量の確認を行うことができること。

(5) 原則として過去3年以内に「飼料用米多収日本一」において農林水産大臣賞を受賞していないこと。

※1 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第4の3に規定する多収品種をいう。

※2 推進要領別紙1の第4の1に規定する区分管理方式による出荷をいう。

7 参加申込み及び必要書類の提出

(1) 参加を希望する経営体は、生産年の募集期間中に参加申込書（別記様式1）を、各地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）に設置する飼料用米多収日本一ブロック事務局（以下「ブロック事務局」という。）（別紙）へ提出すること。

(2) ブロック事務局は、提出のあった参加申込書（別記様式1）を取りまとめ、参加資格を満たしているものについて、生産年の募集期間終了後1か月以内に事務局に報告すること。

(3) 参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、推進要領別紙様式第6-2号に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書（別記様式2）を作成し、推進要領別紙様式第6-2号等の根拠書類の写しとともにブロック事務局に提出すること。

(4) ブロック事務局は、提出された生産数量報告書（別記様式2）を取りまとめ、事務局が定める日までに事務局に報告すること。

8 審査

(1) 審査委員会

飼料用米多収日本一の審査を実施するため、事務局が委嘱した学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

(2) 審査項目

審査は、次に定める事項について、生産技術の向上又は生産コストの低減等生産性の高い経営に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となり得るものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

① 申請者が自ら経営する水田に作付けした全ての飼料用米の10a当たり収量（※3）

② 生産コスト低減の取組

③ その他先進的で他の経営体の模範となり得る取組

※3 「10a当たり収量」とは、推進要領別紙様式第6-2号に記載された生産面積及び収穫量から算出されるものをいう。

(3) 審査方法

審査委員会は、参加申込のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、(2)の審査項目に係る審査を行うとともに、必要に応じてブロック事務局による現地調査を行い、総合的に判断して受賞者を決定するものとする。

9 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- ・農林水産大臣賞
- ・農産局長賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞会長賞

10 表彰

- (1) 参加申込みのあった経営体のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた経営体に対し、農林水産大臣賞を授与する（副賞含む）。
- (2) 参加申込みのあった経営体のうち、優秀と認められた経営体に対し、農産局長賞、全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会会長賞、協同組合日本飼料工業会会長賞、日本農業新聞会長賞のいずれかを授与する（副賞含む）。
- (3) 経営主の親族又は後継者であって、飼料用米生産への貢献度が高いと認められる者は、経営主と連名で表彰することができる。

11 日程は、毎年度別途定める。

12 審査結果の公表と表彰事例の普及

事務局は、審査結果を公表するとともに、表彰式を開催する。また、飼料用米の生産拡大の推進に資するため、当該表彰における経営の取組紹介等の情報について、農林水産省ホームページ等に掲載するなど、広く活用するものとする。

13 個人情報の取扱い

参加者から提出された参加申込書等に記載された個人情報は、当該表彰及びブロック事務局、都道府県等が当該表彰の一環で行う表彰並びに飼料用米の生産拡大の推進に関連する用途以外に使用しない。

飼料用米多収日本一 ブロック事務局一覧

ブロック		事務局	郵便番号	住所、電話番号
北海道	北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	064-8518	札幌市中央区南22条西6-2-22 TEL 011-350-7658
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北農政局 生産部生産振興課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022-221-6169
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	関東農政局 生産部生産振興課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-740-0126
北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県	北陸農政局 生産部生産振興課	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎) TEL 076-232-4302
東海	岐阜県 愛知県 三重県	東海農政局 生産部生産振興課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052-223-4622
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿農政局 生産部生産振興課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎) TEL 075-414-9020
中国四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	中国四国農政局 生産部生産振興課	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎) TEL 086-224-9411
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州農政局 生産部生産振興課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁舎) TEL 096-300-9465
沖縄	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) TEL 098-866-1653

別記様式 1

「飼料用米多収日本一」参加申込書

令和 年 月 日

飼料用米多収日本一〇〇ブロック事務局

氏名（ふりがな）

（集団の場合は集団名及び代表者名）

住所

電話番号

実施要領 7 の（1）に基づき、別添の出品調査書を添えて、「飼料用米多収日本一」に申し込みます。

「飼料用米多収日本一」 出品調査書

【各項目の記載は、地域再生協議会等へ提出の営農計画書等を元に記載願います】

1 当年産の経営概要

(1)氏名(集団名:代表者名)	(ふりがな)
(2)品種名	※複数の品種を作付けしている場合は、以下項目の記載は合計値を記載してください。
(3)飼料用米作付面積 a	
(経営全体の全水稻作付面積) a	
(全経営面積) a	

※飼料用米作付面積は、「営農計画書等」に記載された面積(飼料用米種子面積を除く)

2 当年産の収量向上の取組(該当に☑を入れてください。複数選択可)

(1)品種の選択理由		☐ :多収が期待できる ☐ :耐倒伏性 ☐ :耐冷性 ☐ :耐病性 ☐ :難脱粒性 ☐ :栽培し易い ☐ :作期分散 ☐ :地域適性 ☐ :需要者からの要望 ☐ :その他()
(2)施肥	①土壌改良資材・基肥	☐ :稲・麦わらすき込み ☐ :緑肥 ☐ :リン酸資材 ☐ :ケイ酸資材 ☐ :塩基(石灰・苦土・加里)資材 ☐ :鶏ふん堆肥 ☐ :牛ふん堆肥 ☐ :豚ふん堆肥 ☐ :育苗箱全量施肥 ☐ :主食用米一発肥料 ☐ :多収品種専用一発肥料 ☐ :化成肥料 ☐ :高度化成肥料 ☐ :BB肥料 ☐ :液状複合肥料 ☐ :その他()
	②追肥	☐ :穂肥 ☐ :実肥 ☐ :なし ☐ :その他()

3 当年産のコスト低減の取組(該当に☑を入れてください。複数選択可)

(1)輪作	①輪作の実施	☐ :あり ☐ :なし
	②輪作ありの場合 (品目名)	(前々年産) 品目名()
		(前年産) 品目名()
(2)育苗・播種	①播種形式 (移植・直播等)	☐ :移植 ☐ :乾田直播 ☐ :湛水直播
	②育苗・移植のコスト低減	☐ :プール育苗 ☐ :密播(密苗) ☐ :資材軽量化 ☐ :疎植 ☐ :その他()
(3)施肥	①耕畜連携による堆肥利用	☐ :あり ☐ :なし
	②基肥等の施肥方法	☐ :田植え前全層施肥 ☐ :田植え同時側条施肥 ☐ :育苗箱施肥 ☐ :その他()
	③追肥の施肥方法	☐ :散布機 ☐ :流し込み ☐ :無人ヘリコプター ☐ :ドローン ☐ :その他()

(4) 病虫害防除方法		☐ :育苗箱施用 ☐ :田植え同時側条施用 ☐ :無人ヘリコプター ☐ :ドローン ☐ :その他()
(5) 乾燥・調製コスト低減	①乾燥コスト低減	☐ :立毛乾燥させている ☐ :立毛乾燥させていない
	②乾燥・調製 (ライスセンターやカントリーエレベーター等の共同施設利用等)	☐ :主食用と共通のライスセンター・カントリーエレベーター ☐ :飼料用米専用のライスセンター・カントリーエレベーター ☐ :自己所有 ☐ :その他()
(6) 出荷方法		☐ :もみ ☐ :玄米
		☐ :フレコン ☐ :バラ ☐ :紙袋 ☐ :その他()
(7) 規模拡大等		☐ :集積(作付面積増)している ☐ :団地化している

4 飼料用米の販売先等(該当に☑を入れてください。)
※販売先が複数の場合、最も出荷数量の多い1社分を記入してください。

(1) 販売先名	
(2) 流通区分	☐ :県外流通 ☐ :県内流通 ☐ :自家利用 ☐ :不明

5 飼料用米の販売価格等(実需者と直接取引を行う場合で、販売価格等を把握できる場合のみ回答してください。)
(該当に☑を入れてください。)
※販売先が複数の場合、最も出荷数量の多い1社分を記入してください。

(1) 引渡方法	☐ :生産者持込 ☐ :実需者等引取
(2) 輸送費負担	☐ :生産者負担 ☐ :実需者等負担
(3) 農産物検査(検査料負担)	☐ :生産者負担 ☐ :実需者等負担 ☐ :未受検
(4) 販売価格(品代) (可能な範囲で記入してください)	品代()円/kg
	☐ :輸送料・手数料等差し引き前の価格 ☐ :輸送料・手数料等差し引き後の価格
(5) 輸送料・手数料等 (可能な範囲で記入してください)	輸送料()円/kg
	手数料()円/kg
	その他(〇〇料:)円/kg

別記様式 2

「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

令和 年 月 日

飼料用米多収日本一 ○○ブロック事務局 殿

氏名（ふりがな）

（集団の場合は集団名及び代表者名）

住所

電話番号

実施要領 7 の（3）に基づき、別添の生産数量報告書を添えて、提出します。

「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

【各項目の記載は、地域再生協議会等に提出している営農計画書等を元に記載願います】

1 当年産の経営概要

(1)氏名(集団名:代表者名)	(ふりがな)
(2)品種名	※複数の品種を作付けしている場合は、以下項目の記載は合計値を記載してください。
(3)飼料用米作付面積(※1) a	
(経営全体の全水稻作付面積) a	
(全経営面積) a	

※1 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第6-2号等の生産面積(飼料用米種子面積を除く。)

2 生産数量

全収穫量(※2) kg	
・10a当たりの収量(a)	
(地域の基準単収(b))	
(地域の作況指数(c))	
・基準単収からの増収量 (a - (b×c÷100))	

※2 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第6-2号等の収穫量(飼料用米種子の収量を除く。)

3 その他

(1)収量の増減要因 (収量向上に効果の高かった取組や、収量が減少した場合はその要因) (該当に☑を入れてください。複数選択可)	【収量向上に効果のあった取組】 ☐ :品種 ☐ :施肥 ☐ :天候 ☐ :病虫害防除 ☐ :その他()
	【収量減の要因】 ☐ :品種 ☐ :施肥 ☐ :天候 ☐ :病虫害被害 ☐ :その他()
(2)生産コスト低減の効果 (コスト低減に最も効果が高かった取組を記載)	

添付資料: 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第6-2号等の根拠書類の写し

4 飼料用米の販売先等(該当に☑を入れてください。)
※参加申込時点から変更がある場合は、記入してください

(1)販売先名	
(2)流通区分	☐ : 県外流通 ☐ : 県内流通 ☐ : 自家利用 ☐ : 不明

5 飼料用米の販売価格等(実需者と直接取引を行う場合で、販売価格等を把握できる場合のみ回答してください。)(該当に☑を入れてください。)

※参加申込時点から変更がある場合は、記入してください

(1) 引渡方法	☐ : 生産者持込 ☐ : 実需者等引取
(2) 輸送費負担	☐ : 生産者負担 ☐ : 実需者等負担
(3) 農産物検査(検査料負担)	☐ : 生産者負担 ☐ : 実需者等負担 ☐ : 未受検
(4) 販売価格(品代) (可能な範囲で記入してください)	品代()円/kg ☐ : 輸送料・手数料等差し引き前の価格 ☐ : 輸送料・手数料等差し引き後の価格
(5) 輸送料・手数料等 (可能な範囲で記入してください)	輸送料()円/kg
	手数料()円/kg
	その他(〇〇料:)円/kg